

政策目的

公職の選挙に関する制度の企画・立案、国政選挙等の適正な管理執行を行うとともに、主権者教育を推進し、国民の政治意識の向上を図る。
また、政治資金規正法及び政党助成法の適正な運用を行い、民主主義の健全な発展を図る。

< 主な施策 >

1. 選挙制度の企画・立案

- 衆議院議員の選挙（定数465）：小選挙区選挙（定数289）、比例代表選挙（定数176、11選挙区）
任期 4 年、解散あり、重複立候補あり
- 参議院議員の選挙（定数248）：選挙区選挙（定数148、原則都道府県単位（定数 2 ～12））
比例代表選挙（定数100、全国選挙区）、非拘束名簿式
任期 6 年、3 年ごとに半数改選
- 地方公共団体の長の選挙：任期 4 年（議会の不信任決議による失職あり）
- 地方公共団体の議会の議員の選挙：任期 4 年（長による解散、自主解散あり）

2. 適正な選挙管理執行

- 国政選挙は、衆・比例代表、参・比例代表の選挙は中央選挙管理会（総務省）、衆・小選挙区、参・選挙区の選挙は都道府県選挙管理委員会が管理。

3. 政治資金制度の適正な運用

- 政治資金規正法及び政党助成法の目的に沿って、政党など政治団体の届出の受理、政党など政治団体が作成する政治資金収支報告書（12月31日現在でその年における収支等の状況を記載した報告書）や政党交付金使途等報告書（12月31日現在でその年における政党交付金に係る収支等の状況を記載した報告書）の公表等を行う。

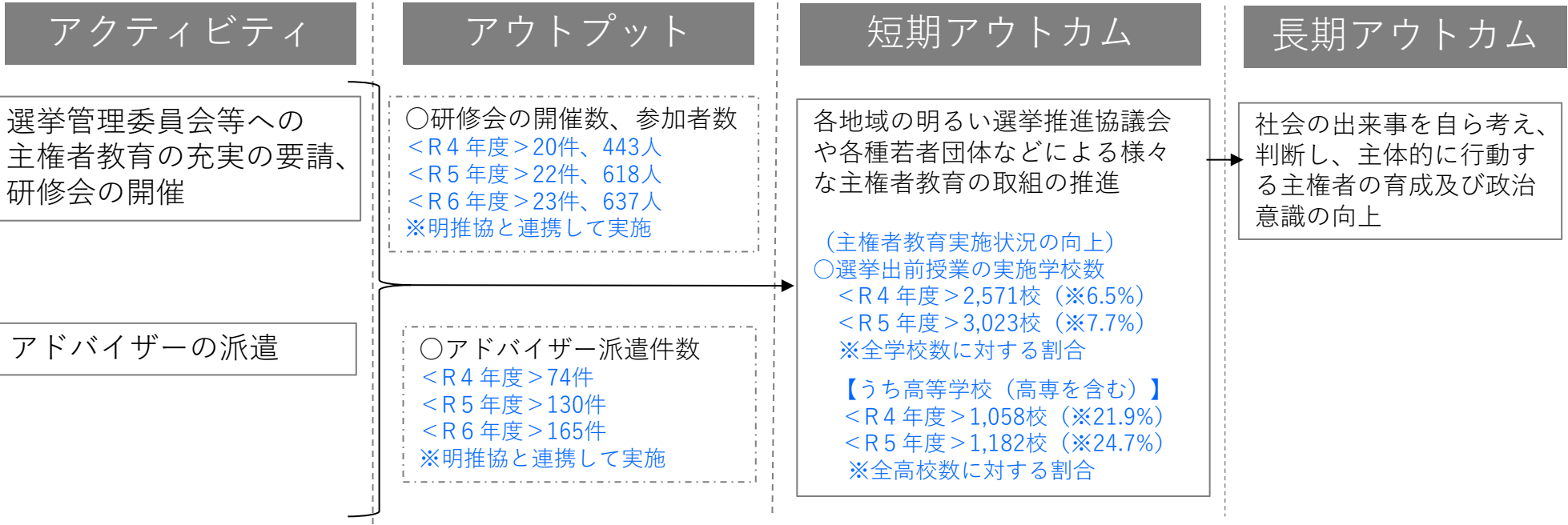
重点分野
(その 1)

参加・実践等を通じた政治意識の向上

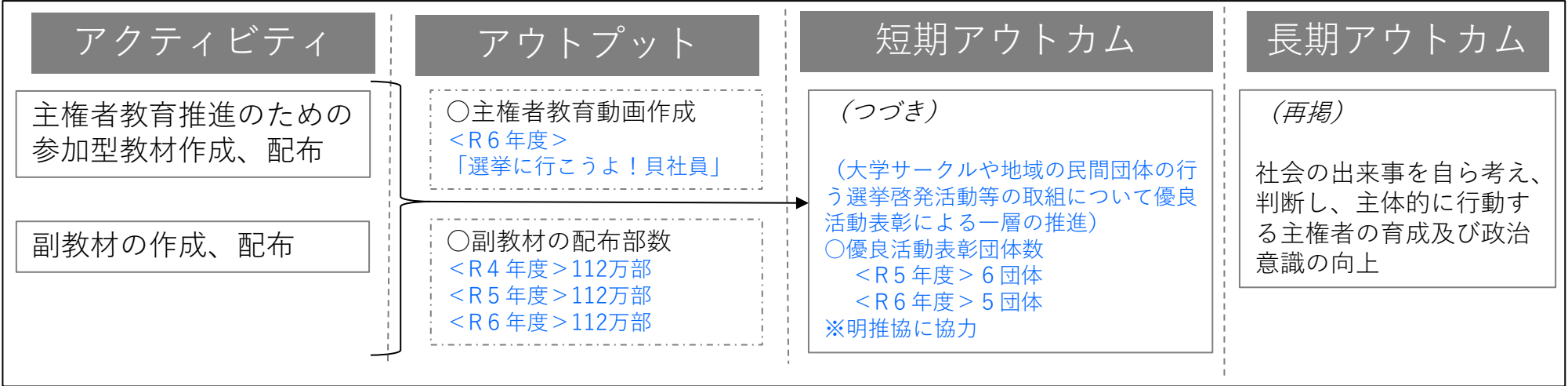
1. 概要・背景

選挙の常時啓発は、若者も年配者も、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている中で、あらゆる世代を通じ、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」を二つの大きな柱として、社会に参加し、自ら考え、自ら判断できる高い資質を持った主権者を育成することが重要であり、総務省・中央選挙管理会及び各自治体の選挙管理委員会のみではなく、他の行政機関や明るい選挙推進協会（明推協）等の民間団体においても実施されている。

2. 効果発現経路



2. 効果発現経路（つづき）



3. 現状・課題

選挙権年齢の18歳以上への引下げ等を踏まえ、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されている中、政治意識の向上を図る観点から、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、考え、行動していく主権者を育てる主権者教育の取組が重要であり、好事例の横展開を含め、その取組の充実を図っていく必要がある。

4. 今後の方向性

- 主権者教育の更なる推進に向けて団体等へ積極的な働きかけを行うとともに、主権者教育アドバイザーの拡充を図り、学校等への派遣や研修会の開催などにより、各地域の取組が活発に行われるよう支援する。
- 選挙管理委員会だけでなく、議会事務局や教育委員会、各地の明るい選挙推進協議会など主権者教育の取組に関わる各主体の連携を図り、それぞれの主権者教育の取組を共有するなど、新たな主権者教育の取組につなげる。
- 主権者教育の推進のため、各地域で行われている主権者教育の優良事例について、その具体的な内容・手法等について調査し、全国の選挙管理委員会等にその内容を紹介することにより、横展開をより一層推進していく。

重点分野
(その 2)

投票環境の向上

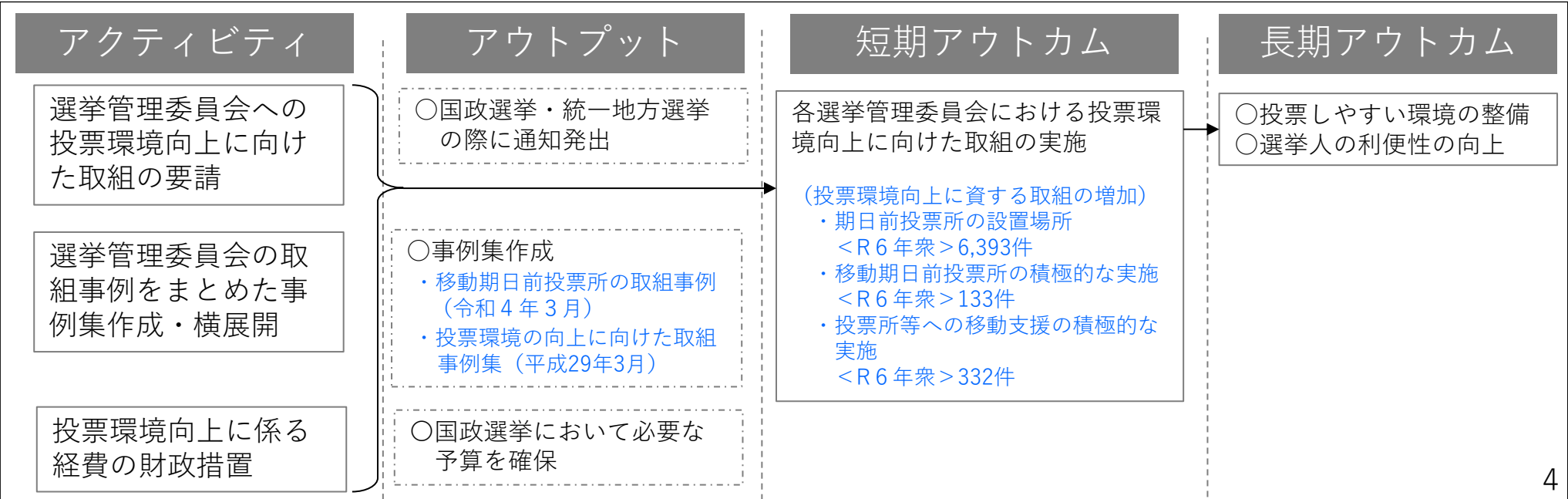
1. 概要・背景

選挙人の投票環境の向上を図るための制度として、主に以下のものがある。

- ① 期日前投票制度（投票所への交通手段の確保が難しい選挙人などの投票機会の確保の観点から、複数の箇所を巡回する自動車を活用した移動期日前投票所の取組も実施。）
- ② 共通投票所
- ③ 不在者投票制度
- ④ 在外投票制度

また、高齢者や障害者など投票所（期日前投票所及び共通投票所含む。）への移動が困難な方はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援に関する施策が実施されている。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

人口減少や少子高齢化など社会環境が変化する中においても、投票環境向上を図るため、各団体の取組事例を紹介し、期日前投票所の利便性の高い場所への設置などの取組を検討するよう全国の選挙管理委員会に要請している。

期日前投票所の設置場所

- ・ ショッピングセンターなど利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的に取り組むこと。

移動期日前投票所の積極的な実施

- ・ 複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所については、投票所までの距離が遠い選挙人などの投票機会の確保の観点から有効な取組と考えられるため、積極的に対応すること。

投票所等への移動支援の積極的な実施

- ・ 選挙人に対する投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。）までの交通手段の提供に要する経費については、選挙執行委託費の基準額に加算措置が行われることも踏まえ、高齢者や障害者など投票所への移動が困難な者はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、移動支援に関する施策について、積極的に講じること。

4. 今後の方向性

- 期日前投票所や共通投票所の積極的な活用について、引き続き全国の選挙管理委員会に要請を行う。
- 各選挙管理委員会における、投票環境向上に資する取組の実施のため、各選挙管理委員会の優良事例の横展開や、選挙事務に精通したアドバイザーの派遣を継続する。
- 選挙人のライフスタイルや、社会環境の変化に対応した投票環境向上に係る取組を支援する。